



【お知らせ】土木工事における創意工夫等について

日頃から本市の建設産業行政の推進につきまして、格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

工事における創意工夫等(創意工夫・社会性等・工事特性)については、受注者のみなさまが公共工事の更なる品質向上に努めるため、企業のノウハウを最大限に生かし実施しているものと考えております。

そのため、実施したものについては、適切に判断し評価しなければなりません。
このことから、成績評価に関する事例等を掲載しましたのでお知らせします。

記

1 評価するもの

- ① 快適トイレ(費用計上していない場合)
- ② 電子小黑板(品質、出来形管理と連動等させ活用した場合のみ)
- ③ ICT 活用工事
- ④ 情報共有システム導入工事
- ⑤ 建設キャリアアップシステム活用工事
- ⑥ 遠隔臨場実施工事

2 評価しないもの(別紙を参照)

3 令和7年度より評価対象外となるもの

- ・溶融スラグを1工事概ね10t以上使用した工事

4 評価項目と内容

- ・創意工夫
工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより、特筆すべき便益があった場合に評価する項目
- ・社会性等
地域への貢献等の観点から評価する項目
- ・工事特性
当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目



創意工夫等の判定について（参考）

成績評定創意工夫等の評価をしないもの

（１）共通仕様書等で実施すべきと記載しているもの

- ・ KY 活動の実施
- ・ 社内検査の実施
- ・ 過積載防止の工夫（ダンプ等に積載ライン及び自重計の設置など）
- ・ 骨材の締固め（タンパー及びランマーによる締固め）
- ・ 社内パトロール、安全パトロールの実施
- ・ 現場事務所、仮設トイレの設置（快適トイレ(費用計上なし)は評価する）
- ・ 工事看板を交通の支障にならないように設置
- ・ 車両通行止め予告看板、工事看板の設置
- ・ 資材置き場の設置
- ・ 工事看板への重り設置等の強風対策
- ・ 施工前の路面清掃（施工箇所や材料置き場の接道等）
- ・ 舗装施工時の温度管理
- ・ 下水道管内（マンホール内も含む）作業時の有毒ガス測定実施及びヘッドライトの装着
- ・ 現場事務所ゴミの適正処理（分別等）
- ・ 試験アンカーの施工によるアンカー長等の検討
- ・ 新規入場者の確認
- ・ アスファルト舗装工施工時の道路開放前の温度計測
- ・ 安全教育訓練、安全衛生教育訓練の実施
- ・ 基層と表層の施工ジョイントのずらし
- ・ 資機材搬入時の交通整理
- ・ 出来形管理写真での黒板の接写写真
- ・ 隣接する継続工事との整合性を確認する測量の実施

（２）通常の考査項目で評価すべきもの（成績評定表に記載されている項目）

- ・ 使用材料の品質確保、コンクリート養生など
- ・ 社内規格値の設定及び管理
- ・ 成績評定表の項目

(3) 創意工夫等として妥当でないもの ※当初より施工計画書に記載しないこと

- ・他の現場での現場施工勉強会
(特に施工性や品質、安全性等に寄与した場合は除く。単なる見学や情報収集は不適)
- ・工事区間内の清掃(計画的に実施し、地域から評価された場合を除く)
- ・通勤車両にドライブレコーダーを設置
- ・反社会的勢力の排除
- ・ライトバン(現場監督の使用車)のタイヤ空気圧の点検
- ・振り込め詐欺被害防止活動
- ・受注者の都合による同等品以上の材料の使用
※評価するものについては創意工夫調書で効果を説明すること
例:工期短縮、環境負荷軽減等

(4) 一般的に採用されているもの

- ・電子小黑板及びハンド黑板の採用(出来形連動している場合を除く)
- ・スリム看板及び高輝度看板の使用
- ・試験掘りによる埋設物のマーキング
- ・店名看板の設置(工事により営業の影響がでる店舗)
- ・施工管理ソフトの利用(情報共有システムを除く)
- ・クレーン機能付きバックホウの使用
- ・坂道での工事車両への輪止めの設置
- ・個人情報に記載されて書類の適切な管理
- ・トイレへの消臭剤の設置
- ・舗装段差の擦り付け開放
- ・残土の仮置き場確保
- ・工程表を現場事務所に掲示
- ・クレーンのアウトリガーの養生として敷き鉄板を使用
- ・流動性を高めたコンクリートの使用
(浜松市レディーミクストコンクリート取扱基準参照)
- ・材料置き場の環境整備及び跡片付け
- ・路線バス等の公共交通機関との工事調整
- ・交通量の多い現場の施工
- ・ISO14001 及び 9001 取得企業

- ・建設業労働災害防止協会加入

(5) 評価すべきでないもの

- ・工事目的物や施工仮設、処分費の清算（設計計上すべき）

例：使用済土嚢袋の処分、仮舗装の実施、建設汚泥の中間処理施設への搬出等

- ・地元町内会等への金品寄付
- ・入札時の総合評価の提案に係る項目